

第5節 金融安定化フォーラム

I 概要

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に広まった経験を背景に、金融監督の国際的協調強化等に関するティートマイヤー提議案が、1999年2月（於：ボン）のG7会合において承認され、金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum; 以下FSF）の設立が決定された。なお、初代議長にはクロケット BIS総支配人が就任した（任期は3年）。

FSFの目的は、①金融の安定に責任を有する各国の大蔵省、中央銀行、金融監督当局および国際機関、基準設定機関間の情報交換を促進し、②金融市場の監督・サーベイランスに関する国際協力を強化することによって国際金融を更に安定させることである。

FSFには、G7の蔵相・中央銀行総裁・金融監督機関の長の代理レベル、香港、シンガポール、豪、蘭からの代表者、IMF、世銀、国際監督機関（バーゼル委員会、IOSCOおよびIAIS）等が参加している。

我が国からは、金融庁及び財務省、日本銀行がメンバーとなっており、作業部会等を含め、金融安定化フォーラムに主体的に参画している。

II 活動状況

1. 概要

FSF全体会合は、原則年2回開催されることとなっており、現在までに5回開催されている。

第1回会合（1999年4月14日、於：ワシントン D. C.）では、オフショア金融センター（OFCs）、資金フローおよび高レバレッジ機関（HLIs）が金融の安定化にもたらす影響に対する懸念について検討する3つの作業部会が設置された。第2回会合（1999年9月15日、於：パリ）では、3つの作業部会から中間報告書が提出されるとともに、新たに、国際的な諸基準の実施の促進について、また預金保険制度についてそれぞれ検討するアドホックなタスクフォースの設置が決定された。第3回会合（2000年3月25～26日、於：シンガポール）では、3つの作業部会から最終報告書が提出され、承認された。第4回会合（2000年9月7～8日、於：バーゼル）では、上記3作業部会の報告によって示された各種措置の実施状況についてフォローアップがなされるとともに、基準実施フォローアップグループによる報告書の提出や預金保険ワーキンググループによる中間報告が行なわれ、さらには電子金融にかかる既存の各種国際フォーラム等の活動を調整するため、電子金融コンタクトグループの設置が決定された。第5回会合（2001年3月22～23日、於：ワシントン）では国際金融システムの潜在的な脆弱性や国際会計基準について議論するとともに、各作業部会等によるこれまでの活動のフォローアップが行なわれた。FSFにおいては、引き続きこれまでの作業によってなされた数々の報告書の提言

に対する支持を、G7やG20の政府および各業態別の基準設定機関及びIMF、世銀等の国際金融機関に求めていくこととしている。

2. オフショア金融センター（OFCs）作業部会のフォローアップ状況

2000年4月におけるOFCs報告書では、OFCsの国際基準遵守状況のアセスメントをIMFに要請し、FSFはIMFの作業を支援することを提言するとともに、その際、国際的な協力及び情報交換、基本的な監督のあり方等に関する基準の遵守状況のアセスメントが優先されるべきであると指摘した。これに続き、FSFではアセスメントを基に、監督体制等が不十分なOFCsのリスト（資料21-5-1参照）を5月に公表し、引き続き監督体制の改善を促すべくフォローアップをしていくこととされている。

3. 基準実施フォローアップグループ報告書概要（2000年9月公表）

1999年9月より活動していた基準実施タスクフォースが3月に公表した報告書によって示されていた、12の国際基準（資料21-5-2参照）を実施するためのインセンティブを研究するために設置されたフォローアップグループによる報告書。民間市場参加者が各国の基準遵守状況をリスク査定に利用し、価格決定や投資行動等に反映させることによって基準実施を促進させるという「市場インセンティブ」と、市場インセンティブの補強として当局による基準実施を奨励する「オフィシャル・インセンティブ」に分けて議論を行なっており、両インセンティブの活用により、更なる基準実施の促進の提案がなされている。

4. 預金保険ワーキンググループ中間報告書概要（2000年9月公表）

主にこれから預金保険制度を導入しようとする途上国を対象とし、預金保険制度に関する国際的なガイダンスを2001年9月までに作成することを目標として活動している預金保険ワーキンググループによる中間報告書。2000年3月の全体会合以降のワーキンググループの活動状況、各種サブグループの設置状況、及び今後の議論の進め方について報告されている。リサーチプランの下にモラルハザード問題や部分保護への移行、セーフティネット管理者間での連携等、16のトピックが提示されており、各々についてサブグループを形成し、論点ペーパーを作成することとされている。

（なお、こうしたサブグループによる作業は2001年4月に終了し、4月以降最終報告書の作成にとりかかっている。）

5. 電子金融コンタクトグループの設置について

2000年9月のバーゼル会合にて電子金融に対する監督及び規制に関する論点についての洗い出しが行なわれるとともに、電子金融コンタクトグループの設置が決定された。同コンタクトグループはバーゼル委員会電子バンキンググループ等、電子金融を扱う6つの国際フォーラム各々の議長がメンバーとなっており、情報交換を行なう他、クロスセクターで検討することを望ましいと思われる領域について、互

いのアウトリーチ活動に招待したり、共同でファクト・ファイディング作業等を行なうことを目指している。なお、2001年3月のFSF全体会合においては、わが国及び香港が共同で議長を務めるAPEC電子金融取引作業部会の参加が了承され、次回会合より参加することとなった。